

平成20年6月10日

各位

株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役 青木 達也

株式会社プレナスに対する仮処分命令申立事件について

株式会社プレナス（以下「プレナス」といいます。）を相手に申立をしていた仮処分命令申立事件について、当社は、東京地方裁判所の判断を不服として東京高等裁判所に抗告していましたが（同裁判所（ラ）第538号事業禁止等仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件）、昨日抗告を棄却するとの決定がありましたので、お知らせします。

プレナスは既に5月14日を以て「ほっかほっか亭」を離脱しており、本決定によって当社の営業が影響を受けることはございません。当社としては、今後とも、「ほっかほっか亭」として、出来たて作りたてにこだわった、皆様に愛される持ち帰り弁当事業を継続して参ります。

以上